

平成 18 年 10 月 5 日

各 位

株式会社 三井住友フィナンシャルグループ  
(コード番号 8316)

### 公的資金優先株式の取得及び消却に関するお知らせ

株式会社三井住友フィナンシャルグループ（社長 北山禎介）は、本日開催の取締役会において、株式会社整理回収機構にお引受けいただいております第三種優先株式（発行価額の総額 1,950 億円）に関し、下記の通り自己の株式の取得及び消却を行うことを決議し、本日、関係当局の承認をいただきましたので、お知らせいたします。

本優先株式の取得は、本年 6 月開催の当社定時株主総会決議等により設定された自己の株式の取得枠の範囲内で行うものであります。

また、取得いたします優先株式に関しましては、取得後速やかに消却を行う予定です。

### 記

#### 取得及び消却の内容

##### 第三種優先株式

- (1) 取得株式の総数 : 195,000 株
- (2) 取得価額 : 1 株につき 1,139,700 円
- (3) 取得価額の総額 : 222,241,500,000 円
- (4) 取得先 : 株式会社整理回収機構
- (5) 取得予定日 : 平成 18 年 10 月 11 日

(ご参考) 当社公的資金の概要

#### 1. 優先株式

名称	第三種優先株式
当初発行日	平成 11 年 3 月 31 日
発行株式数	800,000 株
発行価額	1 株につき 1 百万円
発行価額の総額	8,000 億円
今回の取得直前の発行株式数	195,000 株
今回の取得直前の残高	1,950 億円

- 2. 上記 1. に記載の優先株式以外に、第三種優先株式の一部（発行価額の総額 500 億円）についての取得請求権の行使に伴い交付された当社普通株式 60,466 株を整理回収機構が保有しております。（詳細につきましては平成 18 年 9 月 28 日付「公的資金優先株式の返済に関するお知らせ」をご参照ください。）

以 上

この「公的資金優先株式の取得及び消却に関するお知らせ」は、一般に公表するために作成されたものであり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘もしくはそれに類する行為のために作成されたものではありません。